

少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方（案）

目 次

1	はじめに	1
2	事業系ごみに係る現状と課題	3
	(1) 事業者の責務	3
	(2) 少量排出事業者制度	3
	(3) 少量排出事業者制度の制定の経過と現在の届出状況	4
	(4) 生活系ごみに含まれる事業系ごみ	6
3	今後の少量排出事業者制度の在り方	6
	(1) 事業系ごみ処理に関する基本的な考え方	6
	① 事業者責任による事業系ごみ処理の推進	6
	② 適正なごみ処理費用の負担の推進	7
	③ 経済的動機付けによるごみの減量	7
	④ 事業系ごみの適正区分・適正処理の推進	7
	(2) 少量排出事業者制度の在り方の考察	8
	【方策①】少量排出事業者制度の廃止	8
	【方策②】処理手数料を上乗せした事業系ごみ袋等の導入	9
	及び産業廃棄物の排出禁止	
	(3) 結論	10
	① 少量排出事業者制度の在り方	10
	② 処理手数料の金額設定	10
	③ 手数料収入の用途	11
	④ 制度改正の時期	11
4	懸念される問題への対応	11
	(1) 過去における事業系ごみ袋の導入	11
	(2) 制度の周知徹底	12
	(3) 違反者対策	12
	(4) 販売網の確立	13
	【表13】事業系ごみの集積所使用にかかる県内各市の状況	14
	【参考資料】事業者の廃棄物処理にかかる法令 一部抜粋	15

1 はじめに

本市の家庭や事業所から排出されるごみ量は、平成13年度から増加し始め、平成18年度にピークとなり、その後、市民のごみ減量意識の向上や近年の経済情勢の影響等により年々減少傾向にあります。市民1人1日当たりのごみ排出量は全国平均や県平均を大きく上回り、依然として県内10万人以上の市のなかで最も多い状況にあります。

また、本市のごみ処理施設は、稼働開始から25年以上を経過し老朽化が進み、維持管理費等のごみ処理経費が年々増加傾向にあります。焼却施設については、平成25年度から平成27年度に約25億7千万円をかけ基幹的設備整備工事を行い15年間の延命措置を行いました。今後も公共施設等総合管理計画に基づく更新や修繕の実施により、適正な運転と管理が必要です。

さらに、本市の最終処分場は平成27年度末で残容量が約11%と逼迫しており、平成22年度から焼却固化灰の外部搬出に頼らざるを得ない状況となっています。

ごみ処理施設や最終処分場は、設置場所の選定や莫大な建設費等の問題から新設が容易でないため、既存の処理施設を出来る限り長く使用することが必要であり、増大するごみ処理経費を削減するためにも、ごみの発生をいかに抑制するかが重要な課題となっています。

このような状況の中、これまで生ごみ減量をはじめとするごみ減量施策の推進や、ミックス古紙や小型家電の資源化など、ごみの減量や資源化に努めるとともに、平成28年4月にはごみの排出抑制やごみ処理費用の負担の公平化及びごみ処理に係る税負担の軽減を図るため、清掃センターへの生活系持ち込みごみの有料化と事業系一般廃棄物処理手数料の改定を行いました。

しかしながら、限りある資源を大切に持続可能な循環型社会を形成し、市民の健康で快適な生活を確保するため、また老朽化したごみ処理施設や最終処分場の延命化を図るためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割や責任の下で、更なるごみの減量や資源化に向け積極的な取り組みを行うことが必要です。

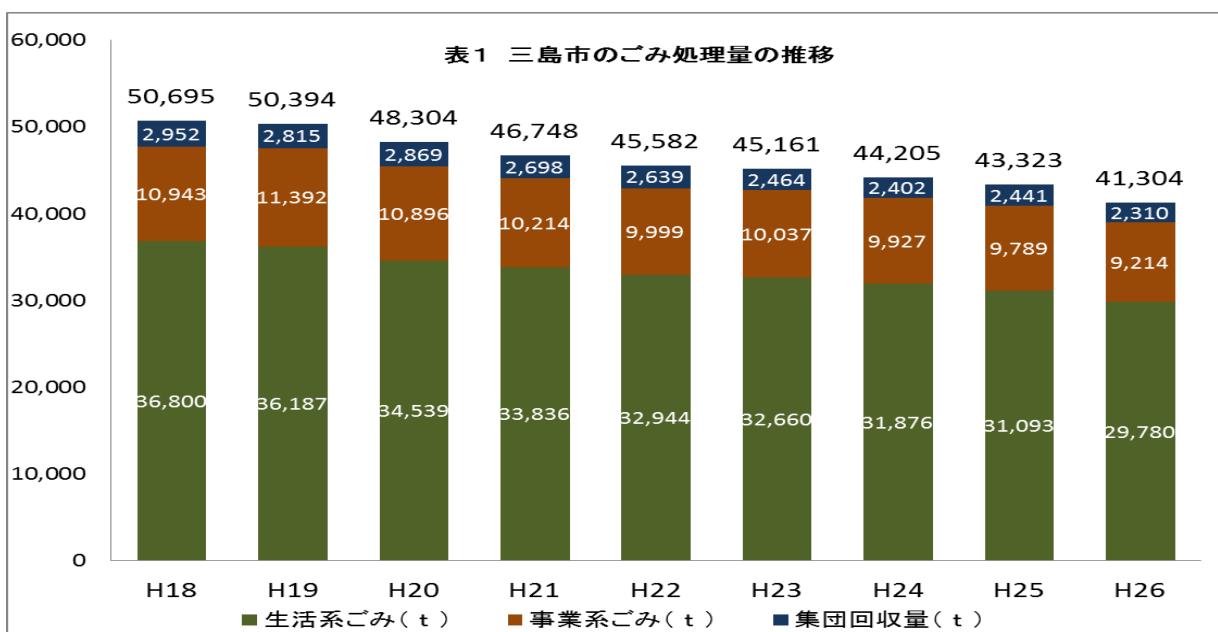


表2 平成26年度 市民1人1日当たりのごみ排出量 県内他市(10万人以上)との比較

市町名	人口 (外国人含む)	1人1日当たりの排出量			
		合計 (g)	順位(35市町)	生活系ごみ (g)	事業系ごみ (g)
掛川市	117,781	651	2	526	125
藤枝市	146,706	693	4	555	138
磐田市	170,776	748	7	572	176
富士市	257,766	812	9	597	215
焼津市	143,190	818	10	657	161
沼津市	203,134	847	12	578	269
浜松市	810,642	890	16	592	299
島田市	101,045	936	19	781	155
富士宮市	135,087	948	20	710	238
静岡市	716,180	974	24	727	247
三島市	112,102	1,009	25	784	225
県平均		902		653	250
全国平均		947		668	279

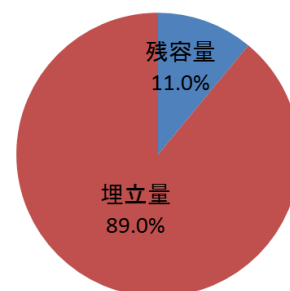
表3 ごみ処理経費の推移

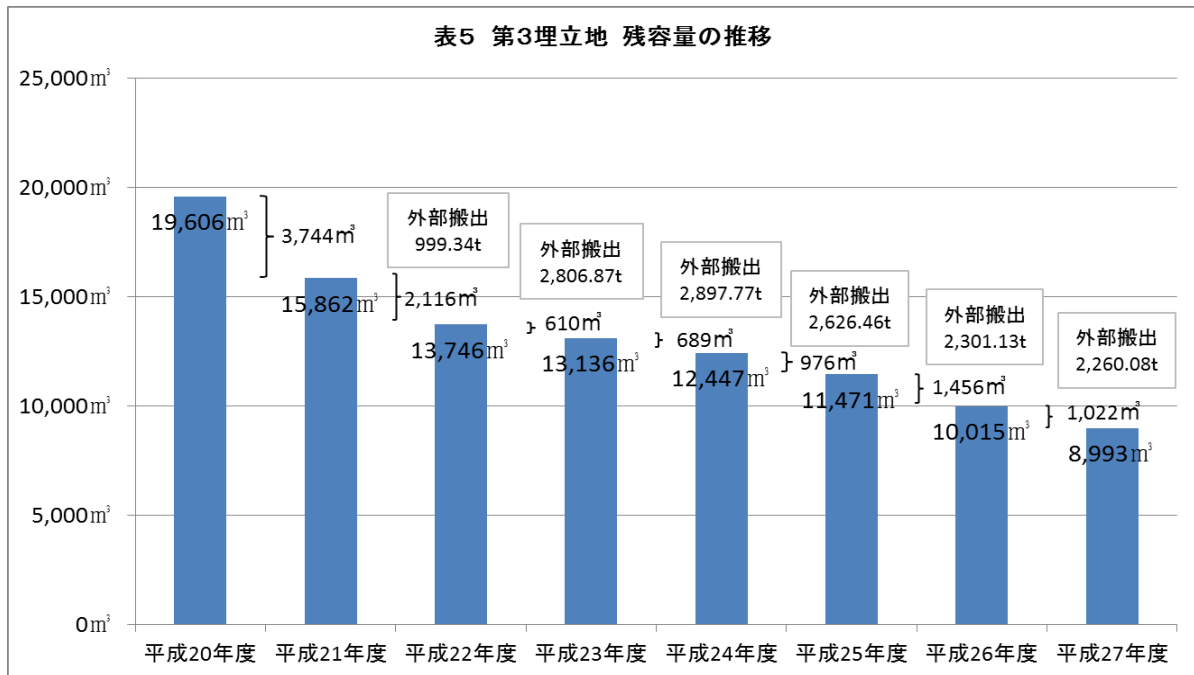
区分	単位	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収集運搬に係る費用	千円	256,555	263,199	293,208	289,187	299,150	296,376	320,505	312,606
中間処理・最終処分に 係る費用	千円	492,227	539,940	614,251	722,430	703,274	906,540	1,999,772	1,802,514
その他諸経費	千円	66,700	53,373	55,408	79,866	72,269	67,938	66,855	66,873
計	千円	815,482	856,512	962,867	1,091,483	1,074,693	1,270,854	2,387,031	2,181,992
一般会計歳出総額	千円	31,477,564	33,915,274	34,590,551	34,561,495	32,931,046	33,108,287	35,671,892	35,976,695
ごみ処理経費が一般 会計に占める割合		2.6%	2.5%	2.8%	3.2%	3.3%	3.8%	6.7%	6.1%
ごみ処理量 (集団回収除く)	t	47,579	44,050	42,943	42,697	41,803	40,882	38,995	38,675
1t当たりの経費	円	17,140	19,444	22,422	25,563	25,709	31,086	61,214	56,419
人口	人	112,655	112,157	111,893	111,788	111,758	111,502	110,953	110,491
一人当たりの経費	円	7,239	7,637	8,605	9,764	9,616	11,398	21,514	19,748

表4 最終処分場 第3埋立地の状況

施設名	竣工年月	埋立面積	埋立容量	残容量
第1埋立地	昭和59年3月	12,311m ²	160,711m ³	なし
第2埋立地	平成4年10月	2,010m ²	10,948m ³	なし
第3埋立地	平成8年6月	9,800m ²	81,630m ³	※8,993m ³

※平成27年度末現在





2 事業系ごみに係る現状と課題

(1) 事業者の責務

廃棄物処理法上、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられており、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとされています。また、平成28年1月に改訂となった国の『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』においても、事業者の役割として、事業系ごみの自らの処理責任と再生利用等による減量及び適正処理の確保が明記されています。

さらに、平成25年4月に環境省より発刊された『一般廃棄物処理有料化の手引き』においては、「廃棄物処理法上、市町村は当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しているが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」と規定されています。

(2) 少量排出事業者制度

一方、三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則の規定では、1回のごみ排出量が10kg以下の少量排出事業者は、事前に市に届出すれば、地域のごみ集積所を無料で利用することができ、市が行う収集、運搬及び処分により処理することができるかとされています。(以下、「少量排出事業者制度」という)

しかしながら、この少量排出事業者制度は、法律や国の方針に即しておらず、本来産業廃棄物として適正に処理されねばならないものが地域のごみ集積所に出

されていることや、この制度が事業系ごみの減量の妨げになり、当市のごみ処理量が多い一因となっていること、さらには、ごみ処理費用の負担において、自ら清掃センターにごみを搬入し手数料を納付している事業者や一般廃棄物収集運搬業者に委託し手数料を納付している事業者と公平性を欠く状況となっていることなど、多くの問題を抱えています。

なお、本市のような少量排出事業者制度の採用は、県内の自治体では例が無く（表13参照）、他市においては、事業系ごみの集積所利用を認めていない市が15市、集積所利用を認めるが、処理手数料を上乗せした指定袋の使用を義務付けている市が7市となっています。

事業者の区分	ごみ集積所の利用	処理手数料
1回のごみ排出量が10kg以下の事業者	可能 ※但し、事前に市に届出が必要	無料
1回のごみ排出量が10kg超の事業者	不可能	有料 ※100kgまで一律1200円。 100kgを超える場合は10kgごとに120円を加算した額

(3) 少量排出事業者制度の制定の経過と現在の届出状況

少量排出事業者制度は、平成8年4月1日の三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正時に制定された制度です。この改正は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を踏まえて、廃棄物の排出抑制や適正な分別等を図るための市民、事業者、市等関係者の責務等を明記したほか、昭和51年以来据え置きされていた事業系一般廃棄物処理手数料を大幅に改正したことなど、全面的な制度改正を実施したものであり、その際、小規模事業所や商店等の経済的な負担軽減を図るため、少量排出事業者制度が制定されました。

しかしながら、現在は、市の広報誌やホームページ、さらには商工会議所の情報誌等で、少量排出事業者の要件に当てはまる事業者に対し、制度の周知啓発を行っていますが、市内約5,600の事業者の内、少量排出事業者の届出を行っている事業者は1,620に留まり、清掃センターに直接搬入している事業者や一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託している事業者、さらには、産業廃棄物のみ排出する事業者を除いた約3,250の事業者は、少量排出事業者の届出をせずごみ集積所を利用している事業者か、または少量排出事業者の要件に該当せず、ごみ集積所を利用している事業者と考えられます。

表7 事業系一般廃棄物処理手数料の改定と少量排出事業者制度の制定経過

時 期	事業系一般廃棄物処理手数料 (清掃センターに自己搬入した場合)	備 考
昭和51年4月 ～平成元年6月	搬入量200kgまで一律400円 (200kgを超える場合は、50kgごとに100円を加算した額)	
平成元年7月 ～平成8年3月	搬入量200kgまで一律410円 (200kgを超える場合は、400円に50kgごとに100円を加算し、100分の103を乗じた額)	消費税3%の導入に伴う改定
平成8年4月 ～平成9年3月	搬入量100kgまで一律510円 (100kgを超える場合は、500円に50kgごとに250円を加算し、100分の103を乗じた額)	平成9年4月までの経過措置 ※少量排出事業者に係る ごみ集積所利用制度の制定
平成9年4月 ～平成26年3月	搬入量100kgまで一律730円 (100kgを超える場合は、700円に50kgごとに350円を加算し、100分の105を乗じた額)	ごみ処理原価等に基づく改定 消費税5%の導入に伴う改正
平成26年4月 ～平成28年3月	搬入量100kgまで一律750円 (100kgを超える場合は、700円に50kgごとに350円を加算し、100分の108を乗じた額)	消費税8%の導入に伴う改定
平成28年4月～	搬入量100kgまで一律1,200円 (100kgを超える場合は、1,200円に10kgごとに120円を加算した額)	ごみ処理原価等に基づく改定

表8 少量排出事業者届出状況

西部地区		中部地区		東部地区		北上地区		錦田地区		中郷地区	
件数		件数		件数		件数		件数		件数	
1	加屋町 21	1	本町 93	1	文教町2丁目 13	1	佐野 5	1	小山中島 6	1	梅名 61
2	清住町 7	2	南本町 27	2	大宮町1丁目 23	2	芙蓉台1・2・3丁目 2	2	小山 5	2	中島 17
3	三好町 2	3	芝本町 43	3	大宮町2丁目 19	3	萩 17	3	谷田 39	3	大場 26
4	西本町 39	4	一番町 128	4	大宮町3丁目 38	4	幸原町1・2丁目 34	4	御門 2	4	多呂 6
5	栄町 36	5	中央町 29	5	大社町 50	5	末広町 6	5	夏梅木 4	5	八反畑 12
6	西若町 19	6	北田町 27	6	東本町1丁目 27	6	徳倉第1 24	6	中 6	6	鶴喰 3
7	緑町 23	7	中田町 10	7	東本町2丁目 16	7	徳倉第2 13	7	竹倉 5	7	青木 26
8	南町 18	8	南田町 9	8	日の出町 6	8	徳倉第3 3	8	玉沢 1	8	新谷 11
9	広小路町 60	9	富田町 13	9	東町 13	9	徳倉第4 15	9	押切 4	9	玉川 10
10	泉町 31	10	文教町1丁目 20	10	南二日町 19	10	徳倉第5 1	10	桜ヶ丘 4	10	平田 12
11	寿町 46			11	加茂川町 20	11	徳倉第6 13	11	東富士見 10	11	松本 79
				12	若松町 7	12	富士ビレッジ 11	12	並木 4	12	長伏 32
				13	加茂 13	13	沢地 2	13	川原ヶ谷 16	13	御園 19
						14	千枚原 2	14	雪沢 4	14	安久 25
						15	町野田 16	15	緑ヶ丘 1	15	藤代町 4
						16	光ヶ丘1丁目 2	16	旭ヶ丘 3	16	東大場1・2丁目 3
						17	光ヶ丘2丁目 6	17	塚原 5		
						18	光ヶ丘3丁目 1	18	市の山 2		
						19	富士見台 1	19	三ツ谷 3		
								20	初音台 3		
								21	小山台 1		
								22	柳郷地 6		
								23	三恵台 1		
	302		399		264		174		135		346

平成27年12月末 現在

【三島市内 事業者数】 5, 588(平成26年度 経済センサス基礎調査より)

【少量排出届出事業者数】 1, 620

【収集運搬許可業者への委託事業者数】 695

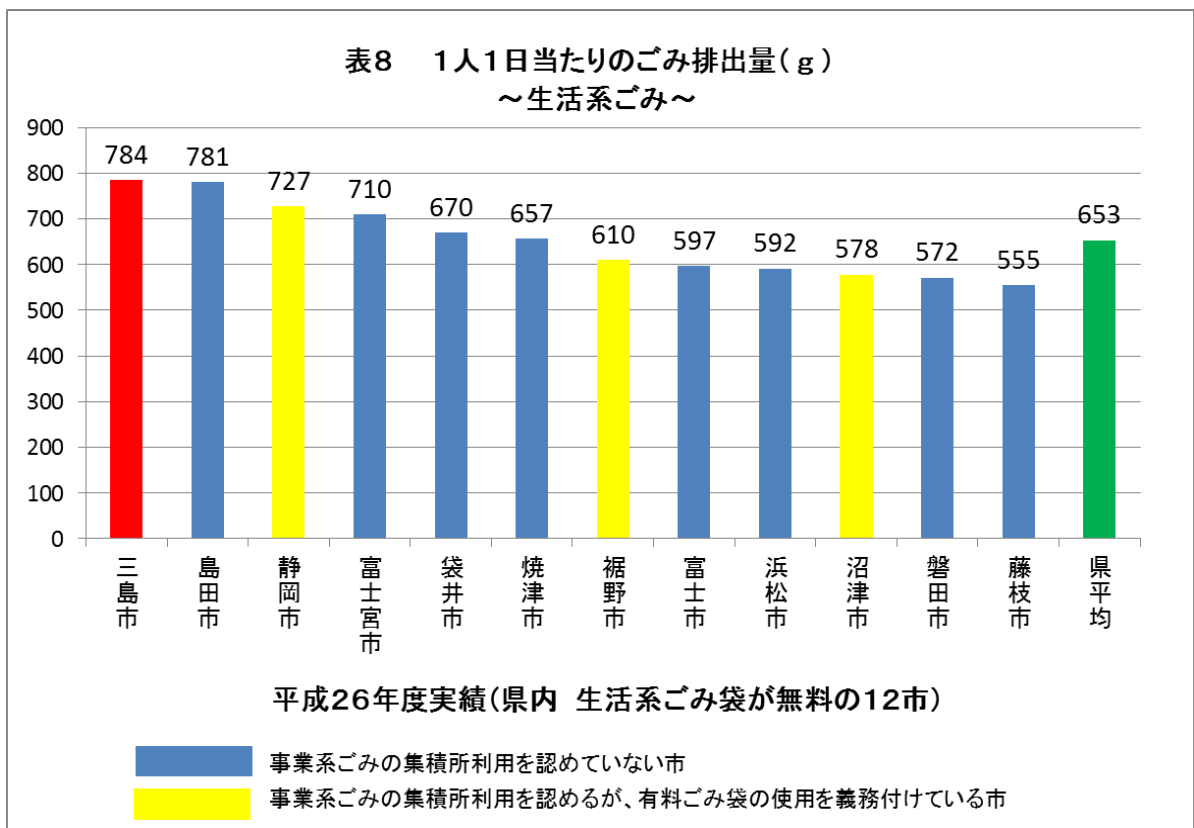
【直接搬入事業者数】 20

総合計 1,620 件

(4) 生活系ごみに含まれる事業系ごみ

表13で示したとおり、本市のように事業者が無料で集積所を利用できる少量排出事業者制度の採用は、県内では例がなく、本市においては集積所に出された事業系ごみは生活系ごみと区別が出来ないため、集計上は生活系ごみに算定されています。

三島市と同様に生活系ごみ袋を有料化していない県内12市の中で、生活系ごみに限った三島市の1人1日当たりのごみ排出量は784gでワーストであり、県平均の653gに対し、131gと大きく上回っています。ごみの減量に対する市民意識の差があるとは言え、住民の生活様式が各市で大きく変わるとは考えられません。このことから、本市の生活系ごみの中に多量の事業系ごみが含まれていると考えられます。



3 今後の少量排出事業者制度の在り方

(1) 事業系ごみ処理に関する基本的な考え方

①事業者責任による事業系ごみ処理の推進

現在、本市においては、小規模事業所や商店等の経済的な負担軽減を図るため、1回の排出量が10kg以下であれば無料で地域のごみ集積所を利用できる少量排出事業者制度を導入していますが、廃棄物処理法の趣旨に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らが責任をもって適正に処分し、再生利用等を行うことによりその減量に努めるよう制度の見直しが必要であります。

②適正なごみ処理費用の負担の推進

少量排出事業者に該当しない事業者は、清掃センターに直接ごみを持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業者に委託し、いずれも手数料を支払っています。

また、清掃センターの事業系一般廃棄物処理手数料は、平成28年4月1日に金額が改正され、当該事業者は現在のごみ処理原価に即した適正なごみ処理費用を負担しています。

一方、少量排出事業者は、廃棄物処理法における自己処理責任の原則に即しておらず、地域のごみ集積所を無料で利用できるため、ごみ処理費用を負担していません。

これらのことから、事業者責任による廃棄物処理やごみ処理費用の負担の公平化が図れるよう制度の見直しが必要であります。

〔※事業系一般廃棄物処理手数料…100kgまで一律1,200円、100kgを超える場合は、10kgごとに120円を加算した額（H28.4.1施行）〕

③経済的動機付けによるごみの減量

2-(4)で述べたように、本市の生活系ごみに限った三島市の1人1日当たりのごみ排出量は県平均を大きく上回っています。これは、地域のごみ集積所に生活系ごみの他に、少量排出事業者から排出されるごみや少量排出事業者の届出をせずごみ集積所を利用している事業者のごみ、さらには少量排出事業者の要件に該当せず、ごみ集積所を利用している事業者のごみが多量に含まれていることが考えられます。

本市は、ごみ処理施設の老朽化等によるごみ処理費用の増加や最終処分場の残容量の逼迫など、多くのごみ処理に係る問題を抱えており、ごみの減量が急務となっています。

また、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、市町村の役割として「経済的動機付けを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」と定められています。

これらのことから、無料でごみ集積所を利用できる現在のごみ排出事業者制度を見直し、経済的動機付けによる更なる事業系ごみの減量に向けた制度の構築が必要であります。

④事業系ごみの適正区分・適正処理の推進

事業系ごみは、事業者の責任により産業廃棄物と事業系一般廃棄物に適正に区分し、それぞれ法令に基づき適正に処理しなければならず、事業系一般廃棄物は市町村に処理責任がありますが、産業廃棄物は、原則、事業者自ら処理するか、産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければなりません。

しかし、本市の少量排出事業者制度では、法令上は産業廃棄物に該当するびん・缶類、ペットボトル等のプラスチックごみをごみ集積所に排出できるとされ、それらを市又は市の委託業者が収集し市の一般廃棄物処理施設である清掃センターにおいて無料で処理しています。

法令順守による適正な事業系ごみの処理や適正なごみ処理費用の負担の点から、少量排出事業者制度の見直しを行う必要があります。

表10 産業廃棄物の種類

種類	具体例	種類	具体例
①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰	⑪がれき類	工作物の除去等によって生ずるコンクリート破片、レンガ
②汚泥	排水処理の余剰汚泥、製造工程から出た汚泥	⑫ばいじん	集じん施設によって集められた灰
③廃油	動植物油、鉱物性油、廃溶剤、洗浄用油、潤滑油	⑬紙くず	建設業、パルプ製紙業、紙製造業、製本等から出る紙くず
④廃酸	硫酸、塩酸等の酸性廃液	⑭木くず	建設業、パルプ製紙業、木製品製造業等から出る木くず
⑤廃アルカリ	ソーダ液、写真現像液等のアルカリ性廃液	⑮繊維くず	建設業、繊維工業から出る天然繊維くず
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、合成繊維くず	⑯動植物性残渣	食品製造業等から出る魚・獣のあらなどの動物又は植物の固形不要物
⑦ゴムくず	天然ゴムくず	⑰動物系固形不要物	と畜場・食鳥処理場から出る骨・肉等の固形不要物
⑧金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず	⑱動物の糞尿	畜産農業から出る動物の糞尿
⑨ガラス・コンクリートくず等	ガラスくず、陶磁器くず	⑲動物の死体	畜産農業から出る動物の死体
⑩鉱さい	高炉、電気炉等の残、不良鉱石	⑳その他	上記のものを処分するために処理したもので、これらに該当しないもの
※事業系ごみのうち、産業廃棄物に該当しないものが事業系一般廃棄物となります。			業種が特定されるもの

(2) 少量排出事業者制度の在り方の考察

今後の少量排出事業者制度の在り方に関し、以下の2つの方策についてメリット及びデメリットを比較し考察を行いました。

【方策①】 少量排出事業者がごみ集積所を利用できる制度を廃止する。

<メリット>

- ・市による事業系ごみの収集が無くなることにより、事業者責任による事業系ごみ処理の徹底が図れます。
- ・事業者が直接清掃センターに持参するか、一般廃棄物の収集運搬業者に委託することが必要になり、いずれも手数料が必要となるため、ごみ減量への経済的動機付けが働き、ごみ減量効果が期待できます。
- ・産業廃棄物は原則、清掃センターでは受け入れできないため、産業廃棄物の処理業者に委託することになり、事業系ごみの適正区分・適正処理が推進されます。

<デメリット>

- ・現在、市に届出のある1,620の少量排出事業者及び無届け事業者が清掃センターに直接搬入した場合、大渋滞となり混乱が生じます。
- ・事業系一般廃棄物の処理手数料は100kgまで1,200円と一律の料金設定であり、少量排出事業者が10kgのごみを搬入した場合でも同額の手数料が必要となるため、ごみ処理原価以上の手数料を負担するケースが生じ、費用負担の公正性を欠くこととなります。
- ・少量排出事業者には飲食店が多く、厨芥ごみを貯めておくことが困難と思われる。週2回のごみ集積所の収集回数と同程度の清掃センターへの搬入が考えられます。その場合、月1万円程度の手数料が必要となり、中小企業対策や地域産業支援等の観点から考えると過大な負担となります。
- ・一般廃棄物の収集運搬業者にアンケートを実施したところ、殆どの事業者が少量排出事業者の場合でも月あたり1万円以上の委託料を求めるとの回答がありました。この場合も、中小企業対策や地域産業支援等の観点から考えると過大な負担となり、費用負担の公正性を欠く状況となります。
- ・制度廃止の周知徹底や集積所の監視等を行わない場合、廃止前と同様に事業系ごみが集積所に排出される可能性があります。

【方策②】 少量排出事業者がごみ集積所を利用できる制度は継続するが、処理手数料を上乗せした事業系ごみ袋又は事業系有料シール（以下、「事業系ごみ袋等」という）を導入するとともに、産業廃棄物に該当するごみの排出を禁止する。

<メリット>

- ・市が事業系ごみの収集を行うものの、処理手数料を上乗せした事業系ごみ袋等の導入や産業廃棄物の排出禁止により、事業者責任による事業系ごみの適正区分や適正処理が推進されます。
- ・処理手数料が上乗せされた事業系ごみ袋等の導入により、ごみ減量への経済的動機付けが働き、ごみ減量効果が期待できます。
- ・清掃センターに直接搬入する場合の手数料に合わせた事業系ごみ袋等への手数料の上乗せを行うことにより、ごみ処理原価に沿った適正な手数料の負担となり、また費用負担の公平化も図れます。

<デメリット>

- ・①の場合に比べ、事業者の手数料負担額が低くなるため、ごみ減量への経済的動機付けも低くなると考えられます。
- ・事業系ごみの集積所利用制度が残るため、制度の周知徹底や集積所の監視等を行わない場合、産業廃棄物に該当する事業系ごみが排出される可能性があります。また、制度改正前と同様に、事業系ごみを生活系ごみ袋で排出される可能性があります。

(3) 結論

①少量排出事業者制度の在り方

【方策①】及び【方策②】のメリットとデメリットを比較し総合的に検証しました。【方策①】については、事業者責任による事業系ごみ処理の徹底が図られ、ごみ減量への経済的動機付けが大きい等のメリットがありますが、その反面、清掃センターの渋滞による混乱やごみ処理費用の負担の公平化を欠くこと等の大きなデメリットがあります。一方、【方策②】は【方策①】に比べ、事業者の手数料負担が少なくなるため、ごみ減量への経済的動機付けは低くなると思われませんが、処理手数料を上乗せした事業系ごみ袋等での排出を義務付けるため、一定の経済的動機付けによるごみ減量効果が期待できます。また、ごみ処理原価に沿った適正な処理手数料を負担していただくことになり、費用負担の公平化が図れます。よって、【方策②】少量排出事業者がごみ集積所を利用できる制度は継続するが、処理手数料を上乗せした事業系ごみ袋等を導入するとともに、産業廃棄物に該当するごみの排出を禁止する方策を採用すべきであります。

ただし、制度改正にあたっては、改正後の少量排出事業者制度の内容、事業系ごみ袋等使用の義務及び事業系ごみの適正区分や適正処理の周知徹底を図るとともに、無届け事業者や不適正排出事業者への対策強化が必要です。

②処理手数料の金額設定

現在の清掃センターに直接搬入した場合の一般廃棄物処理手数料は、平成23年度と平成24年度の清掃センター管理費をごみ処理量で除したごみ処理原価(17円/kg)を算定し、その4分の3程度の負担割合を採用しています。

〔 ※清掃センター管理費…ごみ処理施設の維持管理や最終処分に係るランニングコスト等 〕
〔 ※平成25年度から27年度の3年間は、焼却施設の基幹的設備整備工事による通常のコスト削減により、清掃センター管理費より高い金額となったため、平成23年度と平成24年度の金額を採用しています。 〕

事業系ごみ袋等に上乗せするごみ処理手数料は、当該清掃センター管理費に係る原価に、収集に係る原価を加えた金額を処理原価とし、費用負担の公平化を図るため、清掃センターに搬入した場合と同様に4分の3程度の負担割合とすべきであります。

項目	単位	平成23年度	平成24年度	2年間の平均
清掃センター管理費	円/年	722,430,293	703,273,581	712,851,937
ごみ処理量(集団回収を除く)	トン/年	42,697	41,803	42,250
ごみ処理原価	円/kg	17	17	17

表12 平成25年度、26年度の一般廃棄物収集運搬業務委託料から算出したごみ収集原価

項目	単位	平成25年度	平成26年度	2年間の平均
一般廃棄物収集運搬業務委託料	円/年	169,050,000	173,880,000	171,465,000
ごみ収集量	トン/年	26,357	27,268	26,813
ごみ収集原価	円/kg	6	6	6

以上から算出したごみ処理原価は23円/kgとなり、その4分の3程度の負担割合は17円/kgとなります。この値をリットル換算した場合、可燃ごみの比重を119g/リットルとすると、2円/リットルとなります。

仮に20リットル、30リットル、45リットルの事業者用ごみ袋を採用した場合、それらに上乗せされるごみ処理手数料は以下のとおりです。

20リットル袋 …40円/枚 30リットル袋 …60円/枚
 45リットル袋 …90円/枚

〔※可燃ごみの比重…平成27年度に実施したごみ集積所に排出された可燃ごみの組成分析調査結果（厨芥類、紙類、繊維類、ゴム・皮革製品、木類）の値〕

③手数料収入の使途

現在、届出のある1,620の事業者が、収集日に毎回45リットル袋を1袋使用したと仮定すると、年間1,458万円の手数料収入が見込めます。

〔※90円×100回（年間）×1,620事業所=1,458万円〕

この収入を、収集費や清掃センター管理費に充てる外、制度の周知啓発や無届け事業者対策・不適正排出事業者対策に充てることにより、更なる事業系ごみの削減と手数料収入の増加が期待できます。

④制度改正の時期

現行の少量排出事業者制度は、平成8年の導入から既に19年が経過しており、本市では無料で事業系ごみを集積所に排出できるという考えが根付いていると思われます。また、これまで無料で集積所を利用していた事業者に、事業系ごみ袋等を通じて、新たにごみ処理費用を負担していただくこととなります。

よって、制度改正の周知徹底や違反防止を図るためには、十分な周知期間を経て制度改正を行うことが必要であります。

4 懸念される問題への対応

(1) 過去における事業系ごみ袋の導入

平成6年1月に生活系ごみ袋が導入されたのと同時期の同年2月に、事業系ごみの削減対策として事業系ごみ袋が導入されました。当時は、少量排出事業者制

度は無く、事業者は清掃センターに直接搬入するか、若しくは一般廃棄物収集運搬業者に委託することが必要であり、その際に事業系ごみ袋を使用することとしました。ただし、当時の事業系ごみ袋は、手数料の上乗せは無く、条例等による法的拘束力が無いものでした。

この事業系ごみ袋は、事業者に浸透せず利用状況が悪かったため、生活系ごみ袋が高密度ポリエチレン製に変更となった平成15年に廃止となりました。浸透しなかった理由としては、以下のことが考えられます。

- ① 事業者のごみ減量意識が低かったこと。
- ② 商工会議所に任せ、行政が周知啓発に力を入れなかったこと。
- ③ 手数料の上乗せが無く、法的拘束力が無かったこと。
- ④ 販売箇所が商工会議所と収集運搬業者しかなかったこと。

この経験を踏まえ、今回の少量排出事業者に係る事業系ごみ袋等を導入する場合は、制度の周知徹底による事業者意識の向上や購入しやすい販売網の確立など、十分な対策を講じる必要があります。

また、事業系ごみ袋等を導入する場合は、生活系ごみ袋との違いが明確に分かるような袋を採用するとともに、近年被害が多発しているカラス除け対策についての調査研究も必要であります。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知徹底を図るためには、以下の方法が考えられます。

なお、これらを行うには、商工会議所、商店街連盟、飲食業生活衛生同業組合、自治会や町内会、環境美化推進員、ごみ減量アドバイザー等の協力が必要になります。

- ① 広報、回覧板、ホームページ、新聞等を活用する。
- ② 商工会議所や商店街連盟等の協力を得て、事業者説明会を開催する。
- ③ NTTタウンページデータベースや各種統計資料及び現地調査等により市内事業者を把握し、パンフレット等を郵送又は戸別訪問し配布する。
- ④ 地域のごみ集積所の現場で周知啓発活動を行う。

(3) 違反者対策

2-(3)で述べたように、市内には約5,600の事業者があり、現在、少量排出事業者の届出を行っているのは約1,620の事業者です。残りの約3,980の事業者の内、清掃センターに直接搬入している事業者や一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託している事業者、さらには産業廃棄物のみを排出している事業者を除いた約3,250の事業者は、少量排出事業者に該当するが無届けである事業者又は少量排出事業者に該当せず集積所を利用している不適正排出事業者と考えられます。

改正後の制度を市内事業者に浸透させ、制度を形骸化することなく事業系ごみの適正処理を推進していくためには、無届け事業者や不適正排出事業者、さらには少量排出事業者の届出はしているが事業系ごみ袋等を使用しない事業者などの違反者への対策が必要であり、以下の取組みが考えられます。

- ① 事業系ごみ袋に事業者名および届出番号等の記入欄を設け、ごみを出す際にはそれらの記入を義務化する。
- ② 少量排出事業者届出名簿、NTTタウンページデータベースや各種統計資料及び現地調査等に基づき実態把握を行う。
- ③ 実態調査に基づき、違反者に対し、通知文による指導、ごみ集積所での監視・指導及び戸別訪問による指導等を行う。
- ④ 制度の周知徹底や監視・指導等の取組みを行っても違反者が減らない場合は、改善命令、命令違反による事業者名の公表及び過料の徴収等の罰則について条例化する。

(4) 販売網の確立

過去の事業系ごみ袋が市内事業者に浸透しなかった理由として、購入箇所の少なさが一因と考えられます。よって、今回の少量排出事業者に係る事業系ごみ袋等を導入する場合は、事業者の利便性を考慮し、出来るだけ広範囲に多くの購入箇所を設けることが必要であります。

事業者の廃棄物処理にかかる法令 一部抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生資源を原材料として使用された製品の使用、長期間の使用が可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業活動に伴う多量の一般廃棄物の届出等)

第10条 事業活動に伴い規則で定める多量の一般廃棄物を排出する事業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、事業者が自ら処理する場合は、この限りでない。

- 2 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者は、自ら処理する場合を除き、一般廃棄物処理計画に従い、自らその一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理しなければならない。この場合において、当該一般廃棄物の排出量が規則で定める排出量以下であるときは、市長に届け出て、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分により処理することができる。
- 3 前2項に規定する場合において、事業者が自らその一般廃棄物を処理しようとするときは、生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。

■三島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則】

(市が行う一般廃棄物の収集等により処理することができる事業活動に伴う一般廃棄物の排出量等)

第4条 条例第10条第2項後段の規則で定める排出量は10キログラムとする。

- 2 条例第10条第2項後段の規定による届出をしようとする事業者は、様式第2号による事業活動に伴う一般廃棄物排出届出書を市長に提出しなければならない。

表13 事業系ごみの集積所使用にかかる県内各市の状況

										平成27年4月1日現在	
自治体名	事業系ごみ集積所使用認・否	集積所使用を認める場合			ペットボトル、びん、缶など産業廃棄物の排出の認・否	事業系持ち込みごみ処理手数料	各市が抱える懸念事項	生活系指定袋への手数料の上乗せ			
		認める場合の条件	事業系指定袋への手数料の上乗せ 有・無	金額				有・無	金額		
1 静岡市	認	・有料の「事業系指定袋」を使用すること ・集積所の管理者である自治会等の承認が必要	有	452袋…1枚 189円 202袋…1枚 83円	否	100kgまで1,080円 (以降、10kgごとに108円を加算)	・中心繁華街で排出される事業系ごみの臭気問題、鳥獣被害 ・事業系指定袋を使用せず生活系指定袋で排出する事業所が多い	無			
2 浜松市	否	—	—	—	—	10kgごとに124円 (びん及びペットボトルは10kgごとに31円)	職住一体の事業者が、事業系ごみと生活系ごみを一緒にして集積所に排出することが多い	無			
3 沼津市	認	・有料の「事業系指定袋」を使用すること ・月平均排出量100kg以下で市に排出届を提出すること	有	452袋…1枚 100円 202袋…1枚 45円	認	搬入車両の最大積載量200kgまで1,220円 (以降、100kgごとに610円を加算)	事業系指定袋を使用せず生活系指定袋で排出する事業所が多い	無			
4 熱海市	否	—	—	—	—	10kgごとに60円 (75ℓ指定袋 1枚50円)	回答なし	有	452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円 202袋…1枚 10円		
5 三島市	認	1回あたりの排出量10kg以下で集積所を管理する自治会等の承認を得て市に届出すること	無	事業系指定袋なし 生活系指定袋を使用	認	100kgまで1,200円 (以降、10kgごとに120円を加算) ※H28.4.1施行	無料で集積所を利用できる事業者と収集運搬許可業者や自己搬入により手数料を支払い処理している事業者との格差が生じている。	無			
6 富士宮市	否	—	—	—	—	100kgまで1,080円 (以降、10kgごとに108円を加算)	飲食店、個人商店等の事業系ごみが集積所に出されるケースが多々ある。	無			
7 伊東市	認	1回あたり452袋で3袋までで合計30kg以下であること	有	702袋…1枚 90円 452袋…1枚 60円 352袋…1枚 45円	認	10kgごとに60円	回答なし	有	452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円 202袋…1枚 15円		
8 島田市	否	—	—	—	—	10kgごとに200円 (破碎処理を要するものは10kgごとに250円)	事業系ごみか生活系ごみが判別が難しく、現実には集積所に事業系ごみが出されている。	無			
9 富士市	否	—	—	—	—	10kgごとに123円 (剪定枝は10kgごとに100円)	少量排出事業者が事業系ごみを生活系ごみとして排出している実態がある。	無			
10 磐田市	否	—	—	—	—	10kgごとに154円 (100kg未満は10kgごとに72円)	店舗と住居を兼ねている個人商店の場合、生活系指定袋で排出されると判断が難しい。	無			
11 焼津市	否	—	—	—	—	10kgごとに144円 (50kg以下は無料)	自治会に協力金を支払い集積所に排出している事例があり困っている。	無			
12 掛川市	否	—	—	—	—	10kgごとに150円＋消費税	事業系ごみが集積所に出されて自治会から苦情がある。	有	302袋…1枚 21.6円 202袋…1枚 17.4円		
13 藤枝市	否	—	—	—	—	10kgごとに144円 (50kg以下は無料)	少量排出事業者が事業系ごみを生活系ごみとして排出している実態がある。	無			
14 御殿場市	認	・1日あたりの平均排出量が10kg以下かつ45ℓ一袋までであること。 ・臨時的排出量が100kg以下であること。	有	452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円 202袋…1枚 13円 ※生活系指定袋と同一	否	10kgごとに200円 (除湿機等、一部の品目に加算あり)	生活系と事業系のごみ袋が同一袋のため、見分けが付きにくい。事業所から出されたごみでもごみ袋に個人名で記名してある。	有	452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円 202袋…1枚 13円		
15 袋井市	否	—	—	—	—	100kgまで10kgごとに72円 100kg超は10kgごとに134円	回答なし	無			
16 下田市	認	1回あたり70kg以下で集積所を管理している自治会の許可を得ること	有	752袋…1枚 50円 452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円 ※生活系指定袋と同一	否	10kgごとに70円 (20kg以下は1回100円)	回答なし	無	752袋…1枚 50円 452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円		
17 裾野市	認	1月あたりの排出量200kg以下で集積所を管理する住民の同意を得ること	有	1月あたりの排出量100kgまで月額1,030円 (以降、10kgごとに110円を加算)	認	100kgまで1,030円 (以降、10kgごとに110円を加算)	市が把握していない排出事業所がある	無			
18 湖西市	否	—	—	—	—	10kgごとに120円	小規模飲食店が生活系指定袋に入れて排出するケースが頻発している。	有	302袋…1枚 15円 202袋…1枚 10円		
19 伊豆市	否	—	—	—	—	搬入車両の最大積載量200kgまで1,200円 (以降、100kgごとに600円を加算)	店舗併用住宅からの事業系ごみが集積所に出されることが多い。	有	452袋…1枚 30円 302袋…1枚 20円 202袋…1枚 15円 102袋…1枚 10円		
20 御前崎市	否	—	—	—	—	10kgごとに150円	回答なし	有	1枚 10円		
21 菊川市	否	—	—	—	—	10kgごとに150円＋消費税	回答なし	有	可燃302袋…1枚 10.85円 可燃202袋…1枚 9.25円 不燃302袋…1枚 9.05円		
22 伊豆の国市	認	1回あたりの排出量30kg以下かつ0.45㎡以下であること	有	452袋…1枚 9円 302袋…1枚 7円 152袋…1枚 5円 ※生活系指定袋と同一	否	10kgごとに10円 (粗大ごみは10kgごとに50円)	店舗併用住宅の場合。生活系と事業系のごみが混在して集積所に出されても区別がつかない。	有	452袋…1枚 9円 302袋…1枚 7円 152袋…1枚 5円		
23 牧之原市	否	—	—	—	—	10kgごとに150円(牧之原) 10kgごとに154円(吉田町)	回答なし	有	1枚 10円		
事業系ごみの集積所利用を認めていない自治体【15市】											
事業系ごみの集積所利用を認めているが、指定袋に処理手数料を上乗せし販売している自治体【7市】											
事業系ごみの集積所利用を認めており、指定袋は無料である自治体【1市 三島市】											